

参考様式

	概要	対象サービス	経過措置
身体拘束廃止未実施減算 (減算額の引き上げ)	<p>[現行] 基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</p> <p>[見直し後] (施設・居住系サービス)※1 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。 (訪問・通所系サービス)※2 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。</p>	<p>【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】</p> <p>※1 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練 ※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)</p>	
虐待防止措置未実施減算	<p>次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。</p> <p>①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p>	<p>【全サービス】</p>	
業務継続計画未策定減算	<p>以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること 	<p>【全サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定単位数の3%を減算 療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設) ・所定単位数の1%を減算 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く) 	<p>令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。</p>
情報公表未報告減算	<p>障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。</p>	<p>【全サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定単位数の10%を減算 療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設) ・所定単位数の5%を減算 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く) 	

概要は厚生労働省HP掲載の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」より引用